

(参考)

既修得単位の認定について

【関係規程等抜粋】

◆ 青森公立大学大学院学則

(入学前の既修得単位の認定)

**第20条** 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、他の大学院から本学大学院への転入学の場合又は編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては4単位を超えないものとする。